

『浄厳和尚口上書』について

原 隆 政

本テキストは、成田山仏教図書館にて所蔵されるものであり文献学的な見地からは未だ調査されていないものであると確認される新出資料である。この論考では書誌的な情報と翻刻（註付き）を専らとし、この著作が浄厳とどのような位置関係にあるかどうかを示唆する一助とする意図を持つ。

一、書誌情報

- a. 所 在 成田山仏教図書館 図書番号 ち1705-8
- b. 大きさ 縦240mm 横174mm
- c. 入蔵時期 19790728新勝寺入蔵
- d. 形 態 墨書本・22丁（内半丁2頁）・題簽変更・虫食・和紙・五穴糸綴変更
- e. 書 式 書き下し文体・書き込み

『浄厳和尚口上書』について

二、翻刻

凡例

- ・ 丁の右或いは左を一区切りとして示した
- ・ 不明文字は一字につき◆とした
- ・ ルビは（ ）内に示した
- ・ 原本の行の通りに一行を示し、改行により左行に余す文字列は本来一行に収めるものである
- ・ 虫食いで失われ、かつ推測できる文字（説明と共に）は【 】内に示した
- ・ 欠字は一字につき◇で示した
- ・ 書き込みはへゝ内に示した
- ・ 割り注はへゝ内に示した
- ・ 書物名は『 』で示した

浄厳和尚口上之書⁽¹⁾

一丁右

菩薩大空の御

『浄厳和尚口上書』について

書をく以上方

舟となれや弟子◆

ねど材を利く

能◆と事なし

一丁左　・ ・ ・ 白紙

二丁右　・ ・ ・ 白紙

二丁左

◆歳拾八才

学洌

歳貳拾才

深龍

三丁右

凡戒律（カイリツ）は諸仏弟子の通法の諸宗に通用する

法（ホウ）にて候（ソーロー）。天竺（テンジク）の語（ゴ）には毘奈（ナ）耶と云（ユ）うことを大唐（ダイトウ）

にては

律（リツ）と訳（ヤク）し候。此（コノ）律（リツ）の字（ジ）、『爾雅』には法也（ナリ）と訓じて候（ソロ）

是則ち世間の王法に罪科（クワ）の軽重（キヤウジウ）を糺明し候◇を

律（リツ）と申（モウシ）候。故に大唐（トウ）の律の名（ナ）を以て天竺（テンジク）の佛法（フツホウ）の

法式（シキ）に取替（トリカイ）て律（リツ）と訳（ヤク）し候。即ち出世の法律（リツ）なりと

申す意にて候（ソロ）。然（シカ）れば真言（シンゴン）・天台（テンダイ）等（トウ）の宗の外（ホカ）に律（リツ）

の

宗と名（ナヅク）る一宗【ある】るべき理（コト）【り】はなく候（ソウロウ）。されども日本（ホン）◇中（チュウ）

三丁左

古（コ）已来（イライ）、諸宗戒律（カイリツ）漸（ヨウヤク）く、疎略（ソリヤク）になり候（ソロ）て、衣體（エタイ）も

諸作法（サホウ）も佛（ホトケ）の教えを忘（ワス）れ凡夫（ホンフ）の心（ココロ）を本とし◇て

改めて用い候（ソロ）故（ユエ）、間（ママ）真言持戒（チカイ）の僧御座候（ゴザソロ）。時常（トキツネ）さま

の真言宗（シンゴンシウ）とは衣體（エタイ）も作法（サホウ）も格別（カクベツ）に候（ソロ）へは同（ヨナ）じ

真言宗と號（ナノリ）候（ソロ）ては、世（ヨ）の人（ヒト）疑（ウタカイ）を起（ヨコシ）候（ソロコトノ）故（ユエ）。

爲方（センカタ）

無（ナ）く、真言律と號（ナノリ）來たるまでに候（ソロ）。近年（キンネン）⁴人（ヒト）多（ヨホ）く戒

律（リツ）を貴（タツト）び候（ソロ）へて、禪律（ゼンリツ）・天台律（タイリツ）・（浄）土（ド）律など◇◇、申す僧間（ママ）御座候（ゴザソロ）。此（コ）れ等（ラ）も同軌轍（ドウキテツ）にて御

座候（ゴザソロ）。一今（イマ）時は僧俗（ソウゾク）俱（トモ）に佛（ホトケ）の法式（ホウシキ）を尋（タツ）子、

四丁右

候（ソロ）。故（ユエ）諸宗^{（5）}の衣體格別（エタイカクベツ）なる様（ヨウ）（存）候。サレドモ佛在世（ブツザイセ）

より諸宗の祖師達（タチ）に至（イタ）るまで一（イチ）同白氎（ハクデウ）《天竺に木の花を絲にしてをる布なり》或いは麻布（マフ）を染（ソ）めて造（ツク）り（た）る褊衫羣（ヘンサンクン）

に五條七條（デウ）大衣《大衣は九條（デウ）より二十五條（デウ）まで九種あり》の三衣（子）にて御座候（ゴザソロ）。「絹綿（ケンメン）の衣、錦金襴（キンキンラン）の袈裟をば佛深く

誠（イマシ）めて非法衣なり。斧を以て斫（キ）り裂（サ）いて土（ツチ）に和（ワ）して壁（カベ）

に塗（ヌル）べし」と《四分律藏》（シブンリツゾウ）に説かれ候（ソウロウ）。今時（コンジ）は誤（アヤマ）り候へて高德（コウトク）の僧（ソウ）ほど弥（イヨイヨ）美麗（ビレイ）なる袈裟（ケサ）を著すべしと

存（ゾン）じ候。凡（オヨソ）出家（ケ）の徳（トク）と申すは世俗（セゾク）の塵（ケガレ）を離（ハナレ）、官（クワン）

四丁左

位（イ）福祿（フクロク）をも履（ワラ）◆ツを脱（ダツ）するが如（ゴトク）存じて少欲（ショウヨク）にして足る

こと

を知り、戒（カイ）を護（マモリ）定（デウ）を修し、經論（キヤウロン）を學（ガク）て佛意（ブツチ）（イ）

を明（アキラ）むること高德とは申し候。綾羅（リヤウラ）を身（ミ）に纏（マトワリ）美食（ビシヨク）

に色欲（シキヨク）を恣（ホシイママ）にするは却（カヘツ）つて出家の大なる過失（クワシツ）にて

候。世俗（セゾク）の法（ホウ）猶（ナオ）以て「非（アラザル）^ニ先（セン）王之（ノ）法服（ホウフク）^一而（シカ

モ）不^ニ敢（アイテ）服（フクセ）^一（不^レ恥^ニる惡衣（アクイ）・惡食（アクシヨク）を^一者（モノ）は未^レ（イマダ）

（ス）足^ニ與議（ヨギ）するに^一と申（モウシ）て◇候。

況（イワ）んや世（ヨ）を捨て欲（ヨク）を離（ハナ）れたる出家（シュツケ）の身（ミ）とし◇て、法王（ホウオウ）

《佛を云う》の法服にも非（アラザ）ざる衣（イ）を着（チャク）し却（カイツ）て惡衣（アクイ）

惡食（アクジキ）は高僧（コウソウ）の衣食に非（アラ）ずと為（ス）るコト者（アル）べく

五丁右

候（ソウロウ）や。佛所制（シヨセイ）^{（6）}の法衣（ホウイ）は地（ヂ）も色（イロ）も長幅（タケハバ）も縫（ヌイ）◇

仕立（シタテ）候（ソウロウ）も、皆（ミナ）悉（コトゴト）く其（ソ）の法式（シキ）定（サダメ）り候て、毫釐

（ゴウリ）【釐の字を以て「モ」を隠している】

私（ワタク）しはならざる事（コト）にて候（ソウロウ）。又（マタ）天竺（テンダク）にて糞掃衣（フンゾウエ）

と申袈裟（ケサ）は紋（モン）ある物（モノ）も絹綿（ケンメン）も氍毹布（デウフ）も百（ヒャク）

千（セン）の段（キジ）を衤（ツヅリ）集（アツメ）て用（モチ）ひ候。是は天竺（チク）の國（クニ）の俗（ナラワシ）に

て牛馬（ギウバ）の嚼（ヒクライ）（カミ）、単（子ツミ）の食（クラヘ）ひたる衣（イ）、火（ヒ）に焼（ヤケ）たる衣（イ）、産

婦（サンフ）死人（シニン）などをば人皆（ヒトミナ）厭（イト）い候て、糞掃（フンソウ）などに捨（ス）て

置（オキ）候。故（ユエ）左様（サヨウ）の執着（シイチャク）なき物（モノ）どもを拾（ヒロイ）集（アツ）め清（キヨク）た

洗（アライ）衤（ツヅリ）集（アツメ）て袈裟（ケサ）とし候。是をのづから執

五丁左

着（チ【ヤク】）のなからしめ。又（マタ）は盜賊（トウゾク）の難（ナン）を遁（ノガレン）ために右（ミギ）の如（ゴトク）

して用（モチイ）候。是をば衤（ナウ）の袈裟（ケサ）と申候。今（イマ）時赤地（シヤクチ）

綿金襴（メンキンラン）の美麗（ビレイ）なるを以て造（ツクリ）たる衤（ナウ）の袈裟（ケサ）と名（ナツ）け候は誤（アヤマ）り傳（ツタ）へたるにて候。衤と◇◇

の二字同（オナヂ）く候て補（オギナイ）綴（ツヅル）也」註して候。然（シカ）れば衤（ナウ）の

袈裟（ケサ）は天竺（テンヂク）の言（コトバ）、唐（トウ）には不正（フシキ）と譯（ヤク）し候。是（コレ）則（スナワチ）

青・黄・赤・白・黒・緑・紅・碧・紫・鰯黄（シヨウ・オウ・シヤク・ヒヤク・コク・リヨク・コウ・ヘキ・シ・リヤウ・オウ）の五方の正色（セヨシキ）

間色（ケンシキ）を佛（ホトケ）是（コレ）を誡（イマシ）めて緑（リヨク）青（シヨウ）緇（シ）泥（デイ）涅（子ツ）・木蘭（モクラン）

六丁右

の三色を以て袈裟（ケサ）の色（イロ）とせよと示（シメ）され◇◇◇候。

是も美麗（ビレイ）の色（イロ）をば出家の身（ミ）には相應（サウオウ）せずと誡（イマシメ）

め玉（タマウ）ふて候。今時（コンジ）日本盛（サカ）りに弘（ヒロガ）り候ば真

言（シンゴン）・天台（テンタイ）・禪（ゼン）・浄土（シヤウド）の宗にてせうろ。此等（コレラ）は皆（ミナ）

大乘（ダイシヤウ）の宗にて候。故（ユエ）戒律（カイリツ）は皆（ミナ）小乘（シヤウデウ）なり。我（ワガ）宗

（シウ）の事（コト）

に非ずと申（モウ）され候。是（コレ）又（マタ）大なる不學（フガク）の至（イタ）り

て候。在家の男女（ナンニョ）の五戒（カイ）、沙弥（シヤミ）の十戒、比丘の二百五十戒（カイ）を大乘（ダイシヤ

ウ）攝（シヤウ）律儀戒（リツギカイ）とする事『瑜

伽論』（ユガロン）の七十五卷に明（アカ）され候。其（ソノ）の外（ホカ）『梵

六丁左

網經』(ボンマウキヤウ)『善戒經』(ゼンガイキヤウ)『優婆塞戒經』(ウバソクカイキヤウ)『本業瓔珞經』(ホンガウヨウラクキヤウ)等(トウ)に説(トカレ)候

ば、皆(ミナ)大乘菩薩の戒にて候(ソウロウ)。「大日經(キヤウ)」『蘊悉地經』(ソ【シツジ】キヤウ)

『蘇婆呼童子經』(ソバコドウジキヤウ)『菩提場經』(ボダイデウキヤウ)等(トウ)説(トカ)れ候ば皆(ミナ)真(シン)言を修行(シユギヤウ)する者(モノ)の戒(イマシメ)にて候。右(ミギ)の如(ゴト)く大乘(ダイジヤウ)の戒、◆

經論(ロン)に分明(フンメイ)に候。曲(マゲ)⁽⁸⁾て大乘に戒◇な◇し

と申す事と佛法(フツポウ)を知(シ)らざる故(ユエ)にて候。在家(ザイケ)の

人(ヒト)すら佛弟子(フツデシ)と成り候(ソウロウ)得(エ)ば五(ゴ)戒・八戒(カイ)齋(サイ)

十善戒を受持(シユヂ)し候。況(イワン)や出家とわ人の師と

成(ナツ)て法を教(ヲシエ)る者の戒(カイ)を受持せすと云(ユウ)事有(アル)

七丁右

べく候(ソウロウ)や。されば釈迦如來(シヤカニヨライ)最後(サイゴ)御遺言(ゴユイゴン)の『遺教經』(ユイキヤウキヤウ)には諸弟子(デシ)勅(チョク)して戒を以て師とせよと

説(トカ)れ候(ソウロウ)。是に因(ヨリ)て諸(シヨ)宗皆(ミナ)戒(カイ)を以て僧寶(ソウボウ)の建立(コンリユウ)するにて候。先(マツ)真言宗にては始(ハジメニ)に沙弥(シャミ)の

十戒（ジツカイ）を受（ウケ）て次（ツギニ）比丘（ビク）の具足戒（グソクカイ）（二百五十戒なり）、菩薩（ボサツ）三聚淨戒（サンジュジョウカイ）を受持（ジュジ）して其（ソ）の後（ノチ）に真言不共（フグ）の三摩耶を受持（ジュジ）してさて灌頂（カンデウ）を受（ウケ）て真

言阿遮梨（アジャリ）位（イロ）成就し候（ソウロウ）。仍（ヨツ）て真言の三摩

耶戒（サンマヤカイ）の式は「若（モシ）欲^レ受^ニ佛性（ブツチョウ）三摩耶◆◆◆（サンマヤ◆

七丁左

◆發（ホツ）（ヲコス）^ニ無上之心^一を。其（ソノ）無（ム）上の心と者持（ジスル）五篇に説（トカ）候。

聚（ジュ）發二四重（ジウ）十（ジウ）無盡（ムジン）戒（カイ）を一也耳（ノミ）三聚戒（サンジュカイ）と者（ハ）【攝】律【儀】（シャウリツギ）儀（ギ）・攝善法戒（シャウゼンホウカイ）饒益有情戒（ニョウヤクウジョウカイ）也。五篇七聚と者（ハ）

具足（グソク）戒なり。是等（コレラ）の戒（カイ）は登壇（トウタン）得戒（トツカイ）の時（トキ）に皆（ミナ）持（タモツ）耳（ノミ）と御法（ゴザ）として宗（シウ）の知識能化（チシキノウケ）と呼（ヨバ）る者（モノ）一人として此の三摩耶戒を受け申さぬは無（ナク）

候。然（シカ）らば三摩耶戒（サンマヤカイ）より已前に受（ウケ）くべき極（キワマ）

りたる菩薩戒（ボサツカイ）・具足戒（グソクカイ）を嫌（キライ）捨（スツ）べき理はりはな
くにて候。されば真言（シンゴン）の祖師（ソシ）たる龍猛（リユウミョウ）・龍智（リユウチ）・善

八丁右

無畏（ゼンムイ）・金剛智（コンガウチ）・不空（已上天竺（ヂク）の人（ヒト））一行・惠果（已上（イジャウ）唐人（トウ））弘法（カウボウ）大師より

覚鑊（カクバン）等（トウ）に至るまで悉く候。然（シカ）らば比丘（ビク）にて

候事傳記明（アキラカ）に見へて候。然（シカ）らば古義（ギ）高僧（コウソウ）は

皆（ミナ）大師（シ）の流（ナガレヲ）汲（クミ）、新義の僧は覚鑊の末裔（ハツエイ）に

候へは、戒（カイ）は我（ワガ）派（ハ）に非すと申して佗（タ）え讓（ユツ）るは無理（ムリ）

にて御座候（ゴザソウロウ）。況んや『大日經』等（トウ）の真言經に盛（サカリ）に

戒を守（マモテ）て及（¹⁰）行（ギヤウ）せよと候（ソウロウ）上（ウ）へは誰（タレ）が異論（イロン）に

及（オヨブ）へく候。次（ツギ）に天台宗源（ケン）天竺（テンジク）の章安（シヤウアン）◆◆

始（ハジメ）に大唐（トウ）にて南岳天台（ナンガクテンダイ）の章安（シヤウ）◆樂◆◆（スイ）

八丁左

〈傳教の師〉日本◆は傳教（デンギヤウ）・慈覺（ジカク）・義真（ギシン）〈山◆第一座◆〉智◆（チ◆）

等（トウ）の祖師達（ソシタチ）一人も比丘（ビク）の戒（カイ）を受持（ジュジ）◆◆

はなく候。況（イワン）や伝行（デンギヤウ）は山門（サンモン）に圓頓（エンドン）戒壇◆

建て、一宗（イツシウ）皆梵網戒を守るへきと定（サダメ）、智証（チシヤウ）大

師は三井寺（イデラニ）真言の三昧耶（サンマヤ）戒壇（ダン）を建て、其（ソ）の

門流（モンリユウ）悉く戒（カイ）を持（タモ）つへき由（ヨシ）示され候（ソウロウ）仍（ヨツ）て天台（テンタイ）宗に戒法なしと申さば頗（スコフル）る自害（ジガイ）の至（イタリ）り缺（カ）と
 存じ候。次（ツギ）⁽¹⁾に花嚴（ケゴン）宗も又天竺（マタテンヂク）の龍樹（リユウジュ）菩薩（ボサツ）より始（ハジメ）て大唐（トウ）にて杜順（トジュン）・智（チ）・法蔵（ホウゾウ）・清涼（セイリョウ）・宗密（ミツ）

九丁右

の五師、新羅（シンラ）の審祥（シンゼウ）、日本の良辨（ロウベン）より戒壇院（カイタンイン）凝然国師（ギヤウネンコクシ）まだ皆（ミナ）具足（グソク）戒を受持して其（ソ）の上（ウヘ）に華嚴（ケゴン）の宗教を學せられ候。次（ツギ）⁽¹²⁾に三論（ロン）宗も又天竺（チク）

の龍樹（リユウジュ）菩薩（ボサツ）・提婆菩薩より始（ハジメ）て大唐（トウ）にては

羅什三藏（ラジユウサンゾウ）・道生（ドウセウ）より吉藏（ゾウ）法師、高麗（コウライ）の慧觀、日本の道慈（ドウジ）、議操（ギソウ）大安寺（アンジ）の光（ミツ）⁽¹³⁾を消した跡有り」智光に至るまで、皆（ミナ）具足（グソク）戒の比丘にて候へば、三論宗戒律なしと

すこともならざることにて御座（ザ）候。次（ツギ）⁽¹⁴⁾に法相宗（ホッソウシ）◆

◆本（ボン）弥勒（ミロク）菩薩（ボサツ）の説（トキ）玉へる『瑜伽論』の十◆

九丁左

卷（カン）には上（カミ）のにも申候如く、在家（ザイケ）の五戒・八齋

（サイ）戒、出家の十戒・二百五十戒（カイ）を大乘（ダイジョウ）の◆◆

儀戒とし同（オナジ）き四十と四十二の二卷（カン）には四十戒を

説（トイ）て大乘（ダイジョウ）の攝善法戒（シャウセンホウカイ）・饒益有（ニヨウヤクウ）情戒（カイ）とせられ候。仍（ヨツ）て弥勒の次の無着（ムジャク）菩薩（ボサツ）より

世親（セシン）・護法（ゴホウ）・戒賢（カイゲン）（已上天竺）、玄奘（ゲンジャウ）・慈恩（ジラン）淄洲（シシウ）の智周（チシウ）

（已上大唐）智鳳（チホウ）・義淵（ギイン）・良辨（リョウベン）・行基（ギョウキ）等（トウ）に至（イタ）る◆◆

◆◆も
皆（ミナ）具足（グソク）戒を受持せられ候。次に禪宗（シウ）は西天（サイテン）⁽¹⁵⁾

天の二十八祖、東土（トウド）の六祖より五家（ゴケ）七宗（シウ）の

十丁右

祖（ソ）師、何（イツ）れも持戒（ジカイ）ならざるはく候。次（ツギ）に浄土宗（ジャウドシウ）は⁽¹⁶⁾

大唐（ダイトウ）の曇鸞（ドンラン）・道綽（ドウシャク）・善導（ゼンドウ）皆（ミナ）持戒（ジカイ）にて候。日本の法然（ホウゼン）、天台圓頓戒（テンダイエントンカイ）を受（ウケ）られ候。故（ユエ）に

金剛寶（コンゴウホウ）戒章を造（ツクリ）て梵網（ボンモウ）の五十八戒

を守(マモ)るべき旨(ム子)を示され候。又(マタ)『觀經』(カンギヤウ)には淨土(セウド)の行に三福(フク)を説(トキ)玉ひ候。その一には慈(ジ)心に◆

不^レ(◆ス)殺(コロ)、十善業をせよ(即十善戒)。と説(トキ)、其(ソノ)二に◆

持(ジ)三帰^一(キ)。具足^二(グソク)衆(モロモロノ)戒^一(カイ)。不^レ(サス)犯^二(ヲカ)威儀、と宜(ノベ)◆

又(マタ)九品(ホン)の淨土に往生(ヲウデウ)する事を説(トカ)る候。◆◆

十丁左

三(ミ)つは念佛(子ンブツ)の行を以(モツ)て往生す。中品(チウホン)の持戒(カイ)を

持(タモツ)功德(クドク)に仍(ヨツ)往生(ヲウシヤウ)すと御座(ゴザ)候。然(シカ)るを今時淨

土門(ジャウドモン)の人、動(ヤヤモ)すれば戒は我(ワ)が宗(シウ)の事に非すと

云ひ、たとひ殺生(セツセウ)・盜賊(トウゾク)・邪(ジャ)・妄語(モウゴ)等(トウ)の大惡業(ダイアクガウ)を造(ツク)る者(モノ)阿弥陀(アミダ)の願(タワン)力(リキ)に乗(ノツ)て決定(ケツゼウ)往

生(ヲウジヤウ)すと旬(ソシリ)候なり。此等(コレラ)は佛祖(ブツノ)の教(ヲシエ)に背(ソムキ)くのみにあらず人(ヒト)をして殺(「教」を訂正)生(セツシヤウ)せしめ、盜賊(トウゾク)せしめ、人(ヒト)の妻

(サイ)を犯(オカ)して佗(タ)を誑惑(ラウワク)せしめ、人(ヒト)に国法(コクホウ)を犯(ヲカ)さしむる

惡智識⁽¹⁷⁾にて御座候。日蓮宗(レンシウ)は本天台(モトテンダイ)より

十二丁右

出（イデ）候へは、是（コレ）も持戒（チカイ）を捨（ス）つへき理（コトワ）りなく候。其の上（ウエ）『法華經』（ホウケキヤウ）の「安樂行品」には「末世（マツセ）持經（ジキヤウ）の者、格式（カクシキ）」とし、又（マタ）同（ドウ）經の「譬喻品」（ヒユホン）に「若し見佛子の持（タモチ）戒（カイラ）清潔（セイケツニシテ）如（ゴトシ）淨明珠（ジャウミヤウシユノ）。乃（スナワ）ち可（ヘシ）為（タメ）に説（トク）（法花をとくへしなり）」と説（ト）き玉（タマイ）ひ候。日蓮（ニチレン）の御書（ゴシヨ）に戒法を用（モチ）ひさる由（ヨシ）を書（カカ）れ候。忽（タチマチ）に佛祖の言（コトバ）に背（ソム）き申（モウ）すかと存せられ候。一向宗（イッコウシュウ）⁽¹⁸⁾は妻帶（サイタイ）に候へば、挙げて論ずるに足（タ）らず候ふも元祖（カンソ）親鸞（シンラン）の書（シヨ）に持（ジ）戒を本（ホン）とすべき由（ヨシ）を◆（キ）せられ候。右の通（トウ）⁽¹⁹⁾りに候へば今時（コンジ）、日本（ホン）流布（ルフ）◆

十二丁左

諸宗（シヨシュウ）何（イツ）れか持律（ジリツ）を捨つべく候。◆たとひ◆如何様（イカヨウ）に建立し候とても◆◆◆◆◆
釈迦如來（シヤカニョライ）の教（ヲシ）への外（ホウ）は御座（ゴザ）なく候。然（シカ）るに釈迦入滅（メツ）の期（ゴ）に臨（ノゾン）て弟子（デシ）の阿難（アナン）若（モ）し佛（ホトケ）入滅し玉はば、誰（タレ）を以師（シ）とすべきやと問（トイ）しかば佛（ホトケ）入

答（コタイ）て戒（カイ）を以て師とせよと示（シメ）し玉へ候。然（シカ）るを

釈迦の末弟（マツテイ）として戒（カイ）をもちひず候はば、師命（シメイ）

を用（モチ）ひざるにて候。此等（コレラ）にては戒律（カイリツ）の諸宗（ショシウ）

亘（ワタ）り候事（コト）を御（ゴ）【座】⁽²⁰⁾が消されている【賢察（ケンサツ）なざるべく候。

十二丁右

一右申上（ミギ申シアゲ）候如（ゴト）く、戒（カイ）は諸宗（ショシウ）に通し候故（ユエ）、古（イニシイ）へ

聖武天王（ムテンノウ）の御宇（ギヤウ）に大唐（タイトウ）の鑑真和尚（カンジンワジョウ）我（ワガ）が朝に来（キタ）られ候。天皇（テンノウ）即（スナハチ）和尚（ワシヤウ）に勅（チョク）して東大寺（トウダイジ）大佛

殿（ダイブツデン）の前（マイ）に戒壇（カイタン）を建立せしめ天皇（テンノウ）并（ナラ）びに皇

后太子（コウゴウタイシ）先（マツ）菩薩戒（ボサツカイ）を受（ウケ）け玉（タモウ）り。其（ソ）の外（ホカ）に佛

殿の西に移（ウツ）さる即（スナハチ）今（イマノ）の戒壇院（カイタンイン）是（コレ）なり。

下野國（シモツケノクニ）薬師寺（ヤクシジ）・筑前國（チクゼンノクニ）観世音寺（クワンセンヤンジ）にも戒壇（カイタン）

を建立せられてい畿内近国（キナイキンコク）の候は天子（テンシ）に奉り

十二丁左

し度牒（ドチョウ）を賜（アケ）て東大寺（トウダイジ）の戒壇院（カイタンイン）に◆ひて十人（ジウニン）

比丘（ビク）を請（シヤウ）して具足戒（グソクカイ）受けて比丘となり、

五年の（五夏と云）間（アイダ）戒學（カイガク）を候。弘法大師（²²コウボウダシ）のマ（メン）の宗を學し候。弘法大師の遺言（ゴン）の書をも高野（カウヤ）

山に住し候。僧（ソウ）都徒（ト）は先（マツ）東大寺（トウダイジ）の戒壇院（カイタンイン）

にして具足戒を受け比丘となり（ナツ）て後（ノチ）三年（ネン）

戒を學し其（ソノ）後（ノチ）高野（カウヤ）山の衆徒に成（ナツ）て

真言を修學（シュガク）せしめよと記せられ候故（ユエ）

高野（カウヤ）山の衆徒（シュト）も昔（ムカシ）は大師の教（ヲシエ）の如くに仕（ツカマツ）り

十三丁右

候が、中古已来（チュウコイライ）は本方（ホンホウ）をは取失（トリウシナ）ひ候へども、今（イマ）も高

野（コウヤ）山にて兒（チゴ）の髪（カミ）を剃（ソリ）て即（スナワチ）衆に入れ申（モウス）時（トキ）

生年（シヤウ子シ）十九歳（サイ）の受戒、東大寺（トウダイジ）住山（シウサン）三ヶ年（子シ）

と三行（ミクタリ）に書（カキ）たる折（ヲ）り紙（カミ）をその新発意（シンホツイ）の師（シ）

の外（ホカ）、圍碁（イゴ）等（トウ）の盤（ハン）の上遊（アソ）び【消去文字一字】²³蹴鞠（シュウキウ）音樂（ヲ

ンガク）等（トウ）

の遊（アソ）びを禁じ候は『梵網』の中の虚作無義戒（コサムギカイ）

猫猪（ヘウチヨ）を飼（カイ）申（モウ）さぬは同經の横取佗財戒（オウシュタサイカイ）夜半（ヤハン）

にて起(ヲキ)て居るは『瑜伽』(ユガ)の中の懈怠耽睡(ケタイタンスイカイ)臥◆(キ)

十三丁左

戒、五辛(シン)を山の中に入れざるは『梵網』の中の食(ジキ) ◆

辛戒(シンカイ)、魚鳥獸等(ギョテウシウトウ) 諸肉(ニク)を山の中に禁(キン)すとは同(トウ)

經の食肉(シキニク) 戒一院の外(ホカ)に出るには必(カナラ)す袈裟(ケサ)を

著するは律の中の攝衣(シヤウエ) 戒を守(マモ)る法、論議(ホウロンギ)

等(トウ) 集(シウ) 議は法(ホウ)、事(ジ)等(トウ) 終日(シウシツ) 會合(クハイゴウ) 候に朝粥(アサカユ)

を給(タベ) 候は律の持齋(チサイ)の法(ホウ)、晝過(ヒルスギニ) 大鐘(ヲヲカ子)を

撞(ツイ)て一山(イツサン)へ聞(キコ)へしむるは午(ヒル)の齋(トキ)を告(ツゲ)る鐘(カ子)の

漸(ヤウヤク)く遅(ヲソ)く成(ナリ)たるにて候ケ(カ)様(ヨウ)に戒律(カイリツ)の

遺風(イフウ)數(カソウ)くるに違(イトマ)なく候。又(マタ)寶性院(ホウセウイン)に一

十四丁右

月元三日の間(アイタ)は禮衆(ライシウ)も酒を出(イダ)し申すさ候へて

是(コレ)こそ律義(リツギ)の餘風(ヨフウ)にて候と申(モウシ)傳(ツタ)へて候(已上)

高野山持戒の事(25) 扱又(サテマタ) 藥師寺(ヤクシジ)・觀世音寺(カンゼオンジ)の両戒壇(リョウカイタン)て

も九州(シウ)東國(コク)の諸宗(シヨシウ)の僧五(ソウゴ)人の比丘(ヒク)を

請（シヤウ）じて比丘（ビク）の二百五十戒（カイ）を受（ウケ）て後（ノチ）に五夏（ゲ）の戒學（カイガク）して各彼（ヲノヲノカレ）々の宗（シウ）を學（ガク）し候ひき。然（シカル）

に中古已来（チウコイライ）は諸宗（ショシウ）の僧皆（ソウミナ）先（マツ）比丘の戒（カイ）を受（ウケ）る事（コト）は無く候へとも、猶（ナヲ）其（ソノ）の戒（カイ）の

作法（サホウ）ばかりは少（シヤウ）々残（ノコ）り候。諸宗（ショシウ）の僧（ソウ） ◆

十四丁左

家（ケノ）仕（ツカマツ）る時、沙弥（シヤミ）の十戒を受（ウ）けと候。仍（ヨツ）て ◆

今も昼過（ヒルスギ）て食（ジキ）するを非時食（ヒジジキ）戒 ◆

一切（イツサイ）の出家（シュツケ）は午時（ウマトキ）を過（スキ）ては食（ジキ）すへき

時にあらすと云（イウ）意（ココロ）にて非時（ヒジ）と名（ナツケ）て候。又（マタ）

女犯（ニヨボン）を禁（キン）し候は、姪（イン）戒の一分（イチブン）にて候。肉

食（ニクジキ）し候はすは、食肉（ジキニク）戒にて候（ソウロウ）。又（マタ）頭（コウベヲ）刺【剃では？】（ソ）

りて

衣袈裟（ケサ）を著（チャク）し候も、皆（ミナ）戒法にて御座候。

然（シカル）を今時（コンジ）諸宗（ショシウ）の僧（ソウ）申（モウ）され候如（ゴト）くの法（ホウ）我（ワガ）

宗（シウ）の事（コト）に非ずと申候、一向（イツコウ）髻（モトドリ）を結（ムスビ）妻（サイ）を

十五丁右

持（モチ）候へての上（ウエ）なら少（シヨウ）（スコシ）は理（コトワリ）に候へき缺。其（ソノ）れも在家（サイケ）の佛弟子（ブツデシ）は五戒（ゴカイ）を持（タモ）つ法にて候へば其（ソノ）理（コトワリ）猶（ナヲ）立（タチ）がたく候。況（イハン）や髪を刺（ソリ）衣（コロモ）を染（ソメ）なから而（シカ）も我（ワ）が宗（シウ）には戒（カイ）無（ナシ）しと申（モウ）候は大（ヲライ）なる
 自害（ジガイ）の至（イタリ）りにて候。凡（ヲヨ）そ諸宗（シヨシウ）の祖師（ソシ）

達（タチ）の受戒（ジュカイ）の事（コト）は梁唐宋明（リョウ・トウ・ソウ・ミヤウ）に候◆候
 并（ナラビ）に和國（ワコク）の『元享釈書』等（トウ）に分明に候故

に申（モウシ）上（アゲ）るに及ばす候。

今時（コンジ）の人（ヒト）は多（ヲホク）くは律宗（リツシウ）と申（モウ）す一宗（イッシウ）◆

十五丁左

有様（アリヨウ）に存（ゾンジ）候か。是又（コレマタ）佛法（ブツホウ）の大體（タイテイ）をして◆
 故（ユエ）にて候。律（リツ）は一宗（イッシウ）に非（アラ）ざる證拠を申候◆

洛東（ラクトウ）の泉涌寺（センユジ）彼開山（カカイサン）の俊苒（シュンヂウ）律師（リツシ）より已
 来（コノカタ）四宗（シシウ）兼學（ケンガク）と人皆（ヒトミナ）申（モウ）し候。然（シカル）に儒（シュン）
 苒（シュンデウ）より今（イマ）に至（イタル）まで台（タイ）・蜜（ミツ）・禪（ゼン）・淨土（デウド）の四宗（シ
 シウ）の

外（ホカ）に戒律（リツ）を傳（ツタ）へ候。若（モ）し律（リツ）も一宗（イツシウ）にて候はば、五宗兼學（ケンガク）と申すべく候。又新田（シンテン）

長樂寺（チウラクジ）は開山榮朝上人（エイチャウシヤウニン）より以降（コノカタ）三宗兼學（ケンガク）と申候事（コト）分明（フンメウ）は台密禪（タイミツゼン）の

十六丁右

外（ホカ）に戒律（リツ）を持（タモ）つ候事分（フン）明に候（『沙石集』（サセキシウ）に見へたる）

是又（コレマタ）仁和寺（ニンハシ）の濟暹僧都（サイセンソウズ）の大師の心

經（シンギヤウ）の秘鍵（ヒケン）に七宗（シウ）を云うと註（チウ）せられ候。亦天竺（マタテンヂク）

の小乘（シウニ）は六宗（シウニ）で十部（ジウブ）に分（ワカ）れども、戒（カイ）を護（マモ）

らぬは一宗（イツシウ）もなく候。又佛經の中に戒は⁽²⁷⁾

賊（ソク）◆を提（トル）るに喻（タトヘ）定（デウ）をば賊（ソク）を縛（シバル）に譬え

（定は座（サ）は禪なり）、慧（学問（ガクモン）して法の理をさとるなり）をば賊（ソク）をに殺（コロス）にたとへ玉ひ候。

賊は我等（ワレラ）凡夫（ボンブ）の心中（シンチュウ）の煩惱（ボンノウ）に類（タ

クラ）べき玉（タモ）うて

族（ソク）若（モ）し我（ワガ）宗（シウ）に戒（カイ）を守（マモ）る事（コト）はなしと申さば◆（トウ）

十六丁左

さる(ケノ) 賊を殺(コロス) が如く、顛倒(テンドウ) なる事(コト) にて候。今【時】⁽²⁸⁾ (コンジ) の僧(ソウ) 多(クノ) 分座禪(ブンザゼン) は宗(シウ) のみ為る事◆戒

の律宗(リツシウ) のみ受持(ジュジ) する事(コト) と存じて面々(メンメン) の宗(シウ) に
も戒を受、禪定を爲べき事(コト) をば知らず候。

是則(コレスナワチ) 佛意(ブツチヲ) 尋(タツ子) す私(ワタシ) の意(ココロ) に仕(マカセ) て申(モウ) ◆
にて候。凡(オヨ) そ佛法の修行(シュギョウ) は(戒) と定と慧と三學(サンガク) 相助(アイタスケ) て成就
と云(イウ) 事(コト) を十戒(ジツカイ) の

沙弥(シャミ) も智(シリ) た事(コト) にて候へも修行(シュギョウ) に眼(マナコ) を著(ツ) け候故(ユエ)、佛
法◆大綱を存ぜず候

十七丁右

事(コト) 悲(カナシン) て猶餘(ナオアマ) りある事(コト) にて御座(ゴザ) 候。

右⁽²⁹⁾ (ミギ) の如く戒律(カイリツ) は諸宗(シヨシウ) 通(ツウ) じて候を八宗(ハッシウ) の

名(ナ) を列(ツラネ) て子たる特別(トクベツ) に律宗(リツシウ) の名(ナ) を

立(タツ) する事(コト) は唐招提寺(トウチャウタイジ) より始(ハジメ) て候。彼(カ)

寺(テラ) の開山(カイサン) 鑑真和上(カンジンワシャウ) は大唐終南山(ダイトイウシウナンサン) の

道宣律師(トウセンリツシ) の孫弟子⁽³⁰⁾ (マゴデシ) にて道宣(ドウセン) の宗(シウ)

を立て候。然(シカ)るに彼(カ)の南山(ナンザン)律師(リッシ)は性

空(シヤウクウ)教相(キヤウソウ)・空教(クウケウ)・唯識教(ユイシキケウ)の三觀教を立(タテ) ◆

釈迦(カ)一代所説(ダイショセツ)の經論(キヤウ)を分(フン)別して諸宗(ショシウ)を

十七丁左

異(コトン)じ候故(ユエ)、人皆(ヒトミナ)其(ソノ)名(ナ)を智(シ)らず。唯(タダ)面(ヲモテ) ◆
たる戒律(カイリツ)の方(カタ)を以(モツ)て律宗(リツシウ)と申(モウ)す

べく候。

和州(ワシウ)⁽³¹⁾の西大寺(サイダイジ)は興(カウ)正菩薩(ボサツ)より已来(コノカタ)

真言宗(シンゴンシウ)にて而(シカ)も戒を守(マモ)り候故、真言

律(リツ)と申(モウシ)習(ナラハシ)候。唐招提寺(トウシャウダイジ)も大悲(ダイヒ)菩

薩より以来(コノカタ)は真言宗(シウ)を傳(ツタエ)候。真

言律(リツ)と申(モウシ)候。山城(ヤマシロ)の國(クニ)槇尾山(マキノヲサン)も明

忍(ミヤウニン)律師(リッシ)より已来(コノカタ)真言律(シンゴンリツ)にして候。泉

十八丁右

州の神鳳寺(シンホウジ)の一派(イツハ)は明忍(ニン)の弟子(デシ)良泳(リヤウエイ)

〈賢俊(ゲンジュン)と云〉高野山新別處(コウヤサンシンベツシヨ)を中興(チュウコウ)して真言

を修行（シユギヤウ）せられ候。其（ソ）の弟子（デシ）円忍（エンニン）（真政（シンシヤウ）と云う）、円忍の弟子（デシ）慧空（エクウ）（快円（カイエン）と云）神鳳寺（ジンホウジ）を中興（チュウコウ）して、真言律（シンゴンリツ）の僧坊とせられ候故、此（コ）の一派も真言

律（シンゴンリツ）にて候。河内（カワチ）の野中寺（ヤナカジ）の一派は本（モト）槇尾山（マキヲサン）

慧猛（エミヤウ）律（リツ）【本来は「律師」か？】（慈忍（ジニン）と云）、野中寺（ヤナカジ）（聖徳太子（シヤウトクタイシ）師草創（シソウビヤウ）なり）を中興して其（ソノ）の

弟子（デシ）慈門（ジモン）房（ボウ）に付屬（フショク）し慈門（ジモン）の時、僧（ソウホウ）せられし候故（ユエ）、此（コノ）一派（イッパ）も真言律（リツ）にて御座

十八丁左

候。是（コノ）の如（ゴト）く真言に戒律（カイリツ）の護（マモ）るべき◆

多（ヲラク）候。子細（シサイ）は諸宗（ショシュウ）皆（ミナ）戒の地盤（ジバン）と仕（ツカマツ）り

候。取分（トリワケ）真言（シンゴン）修行（シユギヤウ）するには無戒破戒（ムカイハカイ）にて

は法（ホウ）に相應（ソウオウ）仕（ツカマツ）らす候。故に『大日經』（ダイニチキョウ）『金剛頂（コンゴウチヨウ）

經』『極惡地（ソシッジ）經』『蘇婆呼童子經』（ソバコドウジキョウ）等（トウ）の

諸蜜經に盛（サカリ）に持戒（チカイ）修行（シユギョウ）の旨（ム）を説玉（トキタマ）ひ候。

弘法（コウボウ）大師真言宗（シウ）の學すべき經（キヤウ）『定を本とす』律（リツ）

『戒を本とす』論（ロン）の目錄（モクロク）一卷（イッカン）を出（イダ）され候。其（ソ）の中（ナカ）の律（リ

ツ

部(ブ) 十四部百七十四卷の経律(キョウリツ)を出(イダ)され候。

十九丁右

仍(ヨツ)て修行(シユギヤウ)に眼(マナコ)を著け申(モウス)者(モノ)は皆(ミナ)戒律(カイリツ)を護(マモ)らずしては真言修行(シンゴンシユギヤウ)にも其(ソノ)驗(シルシ)なしと存じ候。故自然(ユエジネン)に真言宗(シンゴンシウ)持戒(ジカイ)

人(ヒト)多(ヲラク)御座候(ゴザソウロウ)。又(マタ)陀羅尼(タラニ)真言(32)は佛(ホトケ)の真言(マコトノコトバニ)て候へば、今時(コンジ)の人(ヒト)の如(ゴト)く妄語(モウゴ)多(ヲラク)く申(モウ)ては相應(ソウヤウ)いたさす候。然(シカ)れば妄語(モウゴ)戒(カイ)を護らずしては真言宗(シンゴンシウ)と申しかたく候。

仍(ヨツ)て戒律(カイリツ)を守(マモツ)て真言修行(シユギヨウ)申候が佛祖(ソ)の教(ヲシイ)にも叶(カナ)ひ、道理(ドウリ)にも相應(ソウヤウ)

十九丁左

する事(コト)にて御座候(ゴザソウロウ)。世間(セケン)の真言宗(シンゴンシウ)の人(ヒト)は面々(メンメン)無戒(ムカイ)にて居(イ)らし候故、真言律(シンゴンリツ)とて除(ノゾ)かれ候へども、真言律(シンゴンリツ)が實(ジツ)の真

言宗（シンゴンシウ）にて、無戒の真言宗（シンゴンシウ）の人（ヒト）は似
せ真言缺（シンゴンカ）と存じせられ候。◇◇凡⁽³³⁾（オヨソ）◇一◇切◇

ノ出家は耕（タガヤ）さずして食（シヨク）し、織らずして衣（キ）て、國◇

家（コッカ）の恩を蒙（コウムリ）り、人（ヒト）の信施（シンセ）を受（ウケ）て

活命（カツメイ）仕（ツカマツ）る者にて候へば、『梵網經』（ボンモウキヤウ）には

破戒（ハカイ）の僧（ソウ）は國王（コクラウ）の地（チ）の上（ウエ）を行（ユク）ことを得ず、

二十丁右

國王（コクラウ）の水（ミツ）を飲（ノム）ことを得ず、五千（セン）大鬼神（ダイキジン）

常（ツネ）に破戒（ハカイ）の僧（ソウ）の足跡（アシアト）を拂（ハラツ）て大賊（ダイゾク）

と云て罵（ノシ）ると説（トカ）れ候。然（シカ）れば天下（テンカ）に居（ヨ）り

國王（コクラウ）の水（ミツ）を飲（ノミ）ながら戒（カイ）は我（ワ）が為（ス）る事（コト）

にあらずぞんせば天下（テンカ）に押出（ヲシイダシ）したる賊（ゾク）なるべく

候。此等（コレラ）を以（モツ）ても戒（カイ）は佛法（フツホウ）の根本（コンホン）にして

諸宗（シヨシウ）通（ツウズ）る事を御座察（ゴザサツ）し奉（タテマツル）仰（アラギ）候。

已上。

二十丁左 ……空白

二十一丁右

公方様（サマ）江 奉指上江戸靈雲寺浄厳和尚

口上書 右此ノ写本者中谷原邑浄蓮ノ

本ニ而鑊胤寫之

寛保二壬戌歳 四月中旬

下総國相馬郡 井野邑普門院内而書之者也

三、考察

本テキストの戒律観については、二〇〇二年度の宗教学会発表で示した。本テキストは科文として分化でき、⁽¹⁾その内容を把握しやすいようになっている。

奥付より、浄厳が公方（綱吉將軍）への口上書であり、写本として中谷原村の浄蓮寺の本に本テキストがあり、鑊胤がこれを寫した。更に井野村の普門院でこれを書いたのが、寛保二（一七四二）年四月中旬となっている。

つまり、写本としての『浄厳和尚口上書』があり、これを鑊胤が寫した。「これを書いた」場所として普門院があり、ただここで書かれたのが写本なのか、口上書なのか、不明である。しかしながら、上田靈城氏による年譜『浄厳和尚傳記史料集』156に依れば浄厳がこの下総の國に来てかかる口上書を書いた事跡ははないことから、可能性として普門院で書かれたテキストは写本であろう。また、本テキストに登場する人物として

一、学淵

二、深龍

三、錢胤

などがあり、彼らが江戸期の仏教或いは本テキストとどのように関わったのが今後の研究課題となる。またそういう連関から、浄嚴の年譜などに影響が出てくることもある。浄嚴が江戸に出てくる年代は十七世紀後半であり、浄嚴の名を関東で登場するという現実的側面を見れば、それ以降のテキストであると言える。

さらに本テキストの著作が、浄嚴の著作であるかどうかは、未翻刻本『眞言律宗注進書』周辺を精査することによって明らかになる。よって本テキストが浄嚴本人の撰述かどうか現時点では未詳と云わざるを得ない。しかしながら、浄嚴という文言が出ている以上は思想的に、かつ政治的に関わりを持つと判断できるテキストであると言えよう。

註

- | | | | |
|-----|-------------------------|------|--|
| (1) | 科文は次のとおり27科に分けることができる。 | (9) | 8、眞言の戒の階梯 7 R |
| (2) | 1、律の語源 3 R (「三丁右」を示す) | (10) | 9、天台と戒 8 R |
| (3) | 2、仏教の現状に於て眞言律を名乗る理由 3 R | (11) | 10、華嚴と戒 8 L |
| (4) | 3、戒律を重んじる動向も 3 L | (12) | 11、三論と戒 9 R |
| (5) | 4、袈裟の本来と誤った現状 4 R | (13) | 光智光 と表記があり最初の【光】に○で消して訂正し【智光】という表記を意図している跡がある。 |
| (6) | 5、袈裟の源初 5 R | (14) | 12、法相と戒 9 R |
| (7) | 6、日本の大乘仏教 6 R | (15) | 13、禪宗と戒 9 L |
| (8) | 7、大乘無戒論批判 6 L | (16) | 14、浄土と戒 10 R |

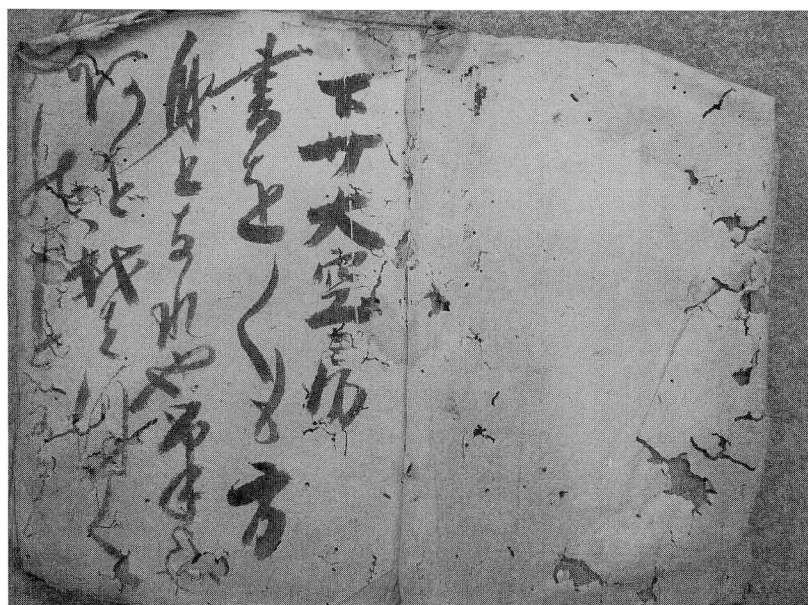
『浄厳和尚口上書』について

- (17) 15、日蓮と戒 10 L
- (18) 16、一向宗と戒 11 R
- (19) 17、釈迦以降の戒と日本仏教の戒 11 R
- (20) 御座賢察 と表記があり、【座】を○で消して【御賢察】
という表記を意図している跡がある。
- (21) 18、戒の伝来について 12 R
- (22) 19、高野山の真言行と戒 12 L
- (23) 上ノ と表記があり、全てを○で消して訂正してある。
攝 と表記があるが、これは【攝】である。『難字・異体
字辞典』2000刊p.128によれば、木へんの異体字もあるこ
とから、字体として一概に誤りであるとは言いがたい。
- (24) 20、地方の戒 14 R
- (25) 21、律宗 15 R
- (26) 22、賊退治と戒 16 R
- (27) 23、三學と戒 16 L
- (28) 24、独立の律宗 17 R
- (29) 中国律宗の第二祖とされるのは周秀（『行事鈔記』を著す）
である。一方、道宣の弟子の一人文綱（六三六―七二二）
の系列に鑑真（六七八―七六三）は属す。
- (30) 25、真言律宗 17 L
- (31) 26、陀羅尼の真言律宗と不安語の宗 19 R
- (32) 27、出家者と国家と戒 19 L
- (33)

（キーワード）浄厳、戒、律、江戸、綱吉

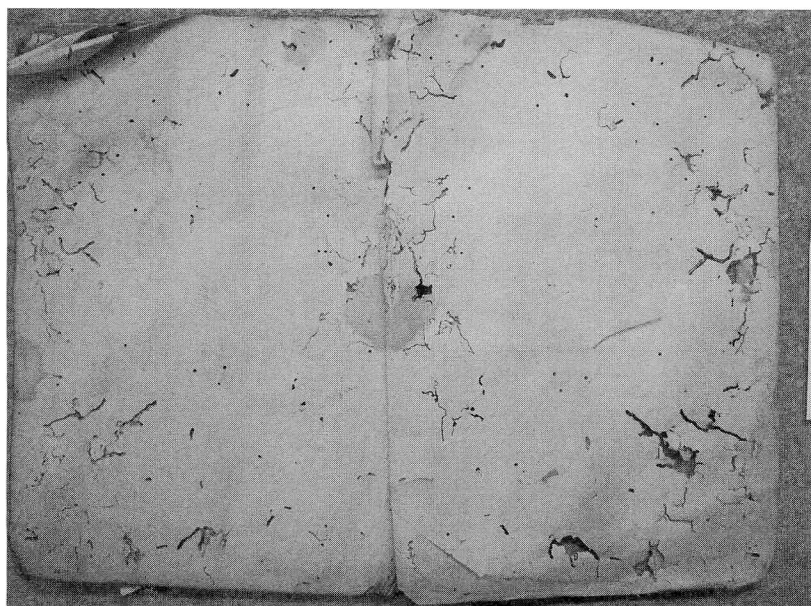


表紙

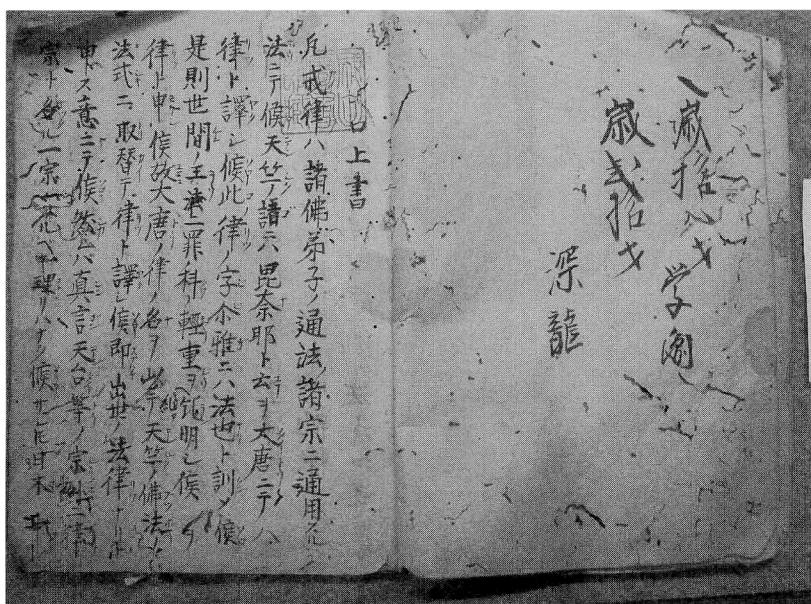


二丁

『浄厳和尚口上書』について



二
丁



三
丁

古史諸宗戒律漸疎略ニテ候テ衣履モ
 諸作法モ概テ教テ忘テ失テ本トナリ
 改用候故間直ニ持戒ノ僧御座候時常サ
 ノ真言宗ト衣履モ作法モ各別ニ候ハ
 真言宗ト號稱テハ世ノ人疑テ起候故
 無真言律ト號來名ニテ候近年人多
 律ヲ貴ニ候ヘテ律律天台律主律ナ
 申ス僧間御座候此レ等モ同軌轍ニテ御
 座候一今時ハ僧俗俱ニ佛ノ法式ヲ尋
 候故諸宗ノ衣履各別ニ候候サレモ佛在世
 ヲリ諸宗ノ袒師達ニ至ニ一同一白疊
 二五條七條大衣（タテ九條）三衣（タテ五條）三衣ニテ御
 座候縮綿ノ長錦金襴ノ加衣（タテ九條）ハ佛
 誠ニ非テ衣ナリ各以テ御製ニテ
 ニ塗ハル（タテ四）分律藏ニ説候今時ハ誤
 入ノ高德ノ僧亦テ美麗ニ装束ヲ御
 座候凡ハ山家ノ徳ト申ス世修塵ヲ離

七福候ヲモテ腰ヲ腰カ如ク少欲ニテ
 ナ知リ戒テ護定テ修シ經論ヲ學ビ
 明ムル（タテ五）同徳共申ニ候絞羅ヲ身ニ纏
 ニ色欲ヲ染ニスルハ知テ山家ノ太ナル過失
 候世俗ノ法類似テ非先王之法服而テ
 惡衣惡食者ハ未足與説元ニ申テ
 況ヤ世ヲ捨テ欲ヲ離テ名山山家ノ衆
 法王（タテ六）法服ニ非レ衣ヲ著知テ惡衣
 惡食ハ同僧ノ衣食ニ非スル事者
 候下佛所制法衣ハ地モ忍モ長腰モ後
 仕立候モ皆悉必其ノ法式定リ候テ
 申申如衣染ハ紋（タテ七）物モ縮綿モ疊布モ百
 千ノ段ヲ初裁テ用候是ハ天竺ノ國ノ俗
 テ牛馬ノ鬣用テ食ヒタル衣衣ニ燒（タテ八）衣
 難人オトテ人比皆厭（タテ九）候テ疊綿（タテ十）上
 置候故左様ノ執著（タテ十一）物（タテ十二）長集
 被集示（タテ十三）惡業上ニ候是ヲノカフ

卷七 方うハ女父ハ盜賊ノ難ヲ逢タス
ノ月候是ラハ初ノ袈裟ト申候今此示
總金襴ハ美麗ナリ以テ造名衲ノ袈裟ト
各々襖ハ袈裟ト傳ヘタルニテ候衲下
二字同ク傳ヘ禪綴也ト註候然ハ衲
袈裟ハ至極簡約ノ衣ト糞掃衣ニテ候亦
袈裟ハ天竺ノ言唐ハ不正也譯シ候是則
青黃赤白黑綠紅碧紫駟黃ノ五方正色
御召ヲ佛是ヲ誡ニ絲青細糸涅木蘭
花三色ヲ以テ袈裟ノ色トセト示セ候
是モ美麗ノ色又出家身ハ相麁細スト誠
ニ至リテ候今時日本盛リニテ傳ハ糞
掃天台禪淨土ノ宗ニテ候此等ハ皆大乘
ノ宗ニテ候嚴律皆小乘ナリ我宗ノ事
ニ非スルニテ候是又本ノ不學ノ至リ
テ候在家ノ男女ノ五戒沙彌ノ十戒比丘
ノ二百五十戒ヲ大來攝律儀取ト云ル事
ニテモ卷七中至卷二明ニ候其ノ事ハ

善哉經優婆塞戒經本業璣經等說此
八經大業法置一戒二候大月經菴經北經
菴婆呼童子經菩提場經等說候公皆
修行入者一戒三候右如大業一戒
經論今明處候曲テ大業二戒十
ト申事佛法ヲ知ウガレ故ニテ候在家
人スウ佛弟子成リ候得ハ五戒ハ
善戒ヲ受持候況ヤ出家ト以人師
成テ法ヲ教レ者人戒ヲ受持セ
ムク候也サレハ教迦來最後御遺
經三八諸弟子和テ戒ヲ以テ師
説候是二因テ諸宗比戒ヲ以テ
建立スル手候先直言宗三ハ始
ニ戒ヲ受戒次比年具足戒三
五聚戒力受持テ其後二具言不共
三摩耶ヲ受持ニサテ灌頂ヲ受テ
言阿遮那位成就候仍テ真言
三摩耶ヲ受佛性三摩耶

八丁

聚發四重十無量戒也。三聚戒ト有。儀攝善法戒。並有情戒也。五篇七聚。具足戒ト是等ノ戒。八空壇得戒ハ時。皆持取ト德。法ト此。示ノ知識能化ト者。人ト此ノ三摩耶戒ヲ受ケ申サス。候然ラハ三昧耶戒ヨリ已前ニ受ク。其極。久々菩薩戒具足戒ヲ嫌ハ。其理ハ。フニ候。ハ真言ノ祖師ハ。其理ハ。無畏金剛智不空等。行而果。覺鏡等ニ至ル。悉ク候然ラハ。此ニ候事傳記明ニ見ヘ。候然。古。大師ノ流汲折義僧ハ。覺鏡ノ末。二候ハ。戒ハ。非ス。申。他ニ。二。御座候。況ハ。大經等。真言經。戒ヲ守テ。候上ハ。誰カ異。及。候。二天台宗。天竺ノ。大。南岳天竺ノ。

九丁

等ノ祖師達一人モ此ノ戒ヲ受持。バク候。傳行大師ハ。門二。建江一。皆皆梵網戒ヲ守ル。定智。大師ハ。三。三昧耶戒壇ヲ建。其。内流悉ク戒ヲ持ツ。示セ候。仍テ。天竺。宗ニ戒法ニト申サハ。願ル自害ノ。存。候。次。嚴宗モ。天竺ノ。リ。始。大。杜順智法藏。五師新羅ノ。日本ノ。良。國師ニ。皆具足戒ヲ受持。其ノ。嚴ノ宗教ヲ學セ。候。三。論宗。能授菩薩提婆菩薩。始。大。羅什三藏道。吉藏法師高麗ノ。慧觀。本ノ通悉議操大安。老智光ニ至。具足戒ノ。比。手候ハ。三。論宗戒律。ス。三。御座候。後。發勤喜薩ノ說。玉。瑜。

卷二上ニ申候如ク在家ノ人
戒出家ノ十戒三百五十戒ヲ大乗ノ
儀戒トシ同キ四十ト四十二卷六十四
ヲ説ニ大乗ノ儀善法戒饒益有情戒
マラレ候仍テ弥勒ノ次リ無著菩薩
世親護法戒賢ニ云々慈恩滿洲智圓
智鳳義淵良辨行基等ニ至ルモ
皆具足戒ヲ受持セシ候次ニ禪宗ハ西
天二十八祖東土ノ六祖ヨリ五家ハ東
祖師何ニ持戒ヲサバザレ候次ニ淨土宗ハ
大唐ノ曇鸞慧遠道綽善導等皆持戒ニテ
候日本法然天台圓頓戒ヲ受ラレ候次ニ
金剛寶戒章ヲ造テ梵網ノ五十八戒
ヲ守ルベキ旨ヲ示サレ候又觀經ニ三淨土
ノ行二三福ヲ説王ニ候其三八慈心ニ
不殺十善業ヲセヨト説其六ニ持
持三歸具足衆戒不犯威儀ト宣
ス九品淨土ニ往生スル事ヲ説
候

三ツハ念佛ノ行ヲ以テ往生スル
持戒徳ニ依テ往生スト御座候然ル
世門ノ人動スレハ戒ハ我ノ事ニ非
ズヒタト殺生盜賊邪妄語等ノ大
ヲ造ル者阿弥仏ノ願ガ三乗ノ決定
生テ十善候ナリ此等ハ佛祖ノ教ニ背
ニ非ス人ヲ殺生セシム盜賊セシム人ノ妻ヲ
犯シテ他ヲ誑惑セシム人ニ國法ヲ犯サレ
惡智識ニテ御座候日蓮宗ハ本天竺
出候ハ是ニ戒ヲ捨テキリナク候其
ノ上法華經ノ安樂行品ニ末世持戒者格
戒トシ又同經ノ譬喻品ニ若衆佛子持戒
清淨如淨明珠乃可爲説法云々ト説王
ニ候日蓮御書ニ戒法ヲ用カル事ヲ説キ王
忽ニ佛祖言ニ背キ申ス分ト存セシ候
妻帶三候ハ拳テ論スルニ足ラス候
元祖親筆ノ書ニ持戒ヲ本トスル由
セラレ候若シ通リニ候ハ今時且
候

諸宗何レ持律ヲ捨ヘノ候哉
如何様ニ建テ候トモ
釈迦如来ノ教ヘノ外ハ御座ナク候然レモ
釈迦入滅ノ期ニ臨テ弟子ノ阿難等佛
滅ニ王ハ誰ヲ以師トスギヤト問カハ佛
答テ戒ヲ以テ師トセヨト示シ王ハ候然
疾迦ノ末弟トシテ戒ヲ用テ候公師命
ヲ用ニサルニテ候此等ニテハ戒律ノ諸宗
且リ候事ヲ佛軍賢察ニサルヘク候
右申上候如ク戒ハ諸宗共通ニ候故
聖武天皇ノ御宇ニ大唐ノ鑑空真和尚我
朝来リテ候天皇即和尚ニ勅メ東大寺大佛
殿ノ前ニ戒壇ヲ建立セシメ天皇并ニ皇
后太子先善薩戒ヲ受ケテ其ノ外ニ
善薩戒ヲ受ケル者四百餘人其後戒壇
佛殿ノ西ニ移ル即今ノ戒壇院是ナリ
五野國藥師寺苑前國親世音寺ニ
建立セシメ畿内近國ノ僧徒等

皮牒ヲ賜テ東大寺ノ戒壇院ニ
比立テ讀ミ具足戒ヲ受ケテ比年
五年位ノ間戒學ニ候弘法大師ノ
ヲ學ビ候弘法大師ノ遺言ノ書ニモ高
山ニ住シ候僧都徒ハ先東大寺ノ戒壇院
ニ具足戒ヲ受ケ比年ト戒ニ後三年
戒ヲ學ビ其後高野山ノ衆徒ニ戒
真言ヲ修學セシメテ記口トシ候故
高野山ノ衆徒皆ハ大師ノ教ノ如ク
儀カ中ニ已來ハ事方ハ取テ候
野山ニテ兒ノ髮ヲ剃テ即衆ニ入
生年十九歳ノ受戒東大寺住山ニ
ト三行ニ書ケ折リ紙ヲ其ノ新發意ノ師
ノガリ衆中ハ山ニ衆徒大由候其
ノ外圓基等ノ盤ニ上テ五輪轉音
ノ遊ヲ禁テ候ハ梵網ノ中ノ虚作無
檢指ヲ飼申サヌ同經攝取化財戒
三起テ疑ハ瑜伽ノ中ノ解台則雖

我西平天山中ニ入ルハ親中ノ食
幸戒魚鳥獸等諸肉ヲ山中ニ禁メ同
經ノ食國戒一院ノ外ニ出ルハ必ス袈裟ヲ
著ス八律ノ中ノ攝衣戒ヲ守ル法論義
等集議ハ法事等終日會合儀ニ朝粥
ヲ給候八律ノ持戒ノ法書直過ニ大鏡ヲ
撞テ一山ノ間ニ入ルハ午ノ末ノ告ル鐘ノ
漸ク遠ク成ルニ候ノ様ニ戒律ノ
遺風數クモ遠ク候又實性院ニ五
月元三之間八禮家主酒ヲ出ル者ハ
是ノ律義ノ餘風ニ候ト傳
高山 叔又藥師寺觀世音寺ノ兩戒壇
モ九州東國ノ諸宗ノ僧五人比年
諸ニ比年二百五十戒ヲ受テ後ニ受
戒學ノ名彼々ノ宗ヲ學ビ候ト然
レ中舌末ハ諸宗ノ僧皆先比年戒
ヲ受事ハ無ク候ト玉指馬ノ戒
作爲ナリハ少ク殘リ觀諸宗ノ僧

家性戒時沙弥ノ十戒ヲ受テ候仍
年モ晝過テ食スルハ非時食戒
下切ノ出家ハ午時ヲ過テハ食ス
時アラズ云意ニテ非時ト名テ候又
如妃ヲ禁メ候ハ淫戒ノ一ノ候又
食ニ候ハ食國戒ニテ候又頭刈
衣袈裟ヲ著ニ候モ皆戒法ニテ御座候
然レ今時諸宗ノ僧ノ中ニ候妙法戒
宗ノ教ニ非ズ中候金由誓ヲ結妻
掛候テ上ノ律違テ候又其トモ近
家ノ佛弟子ニ戒ヲ持ツ法ニテ候ハ其
理猶立タズ候況ヤ髮ヲ剃衣ヲ著
カラ而モ我カ宗ニ戒無キト候大ニ
自害ノ至リニ候凡ノ諸宗ノ祖師
達ノ受戒ノ事ハ宋唐宋明唐
無ク和國ノ元宗釋書等ニ分明ニ候
二申ルニ及ハス候
今時ハ公卿ノ律宗ノ中ニ宗別

有候存候力是又佛太體
 故三候律一宗二非九語據天申傳
 洛東泉涌寺彼開山俊苾律師ヨリ
 來四宗衆學子ト人皆申上候然二傳
 仍ヨリ今ニ至三台密禪淨土四宗ノ
 外三戒律ヲ傳へ候若ニ律一宗ニ
 候ハ五宗衆學子ト申スハ久候又塔新田
 長樂寺八間山榮朝上人ヨリ可降三
 宗衆學子ト申修事ノ身入台密禪
 外二戒律ヲ持傳事ノ身入明主候
 是又仁和寺ノ前退僧都父大師
 經ノ秘鍵ニ七宗ヲ云ト註セリ候亦
 一ノ乘ハ六宗ヲ十部ニ分ル戒ヲ護
 ラスハ一宗モナク候又佛經ノ中ニ戒
 戒ヲ提生論定ハ八部ヲ總ニ摩訶
 戒經ニ據テハ八部ヲ二經ニ分ル
 賊我等因文ノ心中ノ煩悩三類ハ五戒
 律宗ニ戒ヲ守止事ノ身入台密禪

一ノ傳多金座禪八宗ノ爲事
 一ノ律宗ハ受持ノ事ト存ノ爲事
 二ノ戒ヲ受持定ヲ爲事ト存ノ爲事
 是則佛意尋ノ私ノ意ト仕テ
 三ノ候凡佛法ノ修行ノ定ト慧ト
 學相助テ成就スト云事ヲ云
 沙弥ヲ智々事ヲ候ハ修得眼
 ヲ著候故佛法ノ爲事ト云
 事悲ノ猶餘ハ事ト云御座候
 在ノ如ク戒律ノ諸宗通ハ傳ハ
 各ヲ列テ子々別ニ律宗ノ爲
 立ル事ハ唐招提寺ノ始ニ候彼
 寺ノ開山鑒真和尚大唐終唐ノ
 道宣律師ノ孫弟子ト云事ト云
 寺ノ立ル候然レニ彼南山律師
 空教相與然唯識教ノ觀教
 後ニ代所説ノ教論云々

愚を候故人皆其多^ク知^ル又^モ唯^モ此^ノ一^ノ人^ノに
 久^シ戒^メ律^ヲノ^ヲカ^ニ以^テ律^ヲ宗^トト^シテ
 和^州ノ^西大^寺ハ^興正^寺薩^{ヨリ}已^來
 直^言宗^ニテ^而戒^ヲ守^リ候^故真^言
 律^ト思^習候^唐招^大提^寺モ^大非^善
 薩^{ヨリ}以^來ハ^真言^ノ宗^ヲ傳^修真^言
 言^律ト^申後^山城^ノ國^鎮尾^山全^明
 刀^律師^{ヨリ}已^來真^言律^ヲ傳^修真^言
 州^ノ神^鳳寺^ノ一^派明^心弟^子良^寂
 賢^候高^野ノ^新別^處中^興三^真言^言
 ヲ^修行^セレ^シ候^其弟^子山^忍真^寂
 ノ^弟子^慧空^候神^鳳寺^ヲ興^ノ真^言
 言^律ヲ^傳坊^トセ^レレ^シ候^故此^ノ一^派真^言
 律^ヲ傳^修真^言ノ^野中^寺一^派本^極真^言
 慧^經律^候野^中寺^ノ中^興三^真言^言
 弟^子無^明三^竹嘯^ノ意^辨時^僧等^ノ
 四^ノ律^故此^ノ一^派モ^真言^律傳^修真^言

候^是始^ノ真^言ニ^戒律^ヲ護^シ
 多^ク候^子無^明諸^宗皆^戒地^盤上^ニ
 候^取分^真言^修行^ニ無^戒破^戒三^ノ
 八^法二^相應^仕ラ^ス候^故二^日經^金剛^經
 紅^蘊經^北地^經蘊^波女^呼童^子經^等
 諸^密經^ニ盛^三持^戒儀^行前^ノ諸^王候^律
 弘^法大^師真^言宗^ノ學^大ハ^經律^律
 論^目錄^卷ヲ^出サ^レ候^其中^ノ律^部
 部^高部^百七^十四^卷經^律ヲ^出サ^レ候^其
 仍^不修^行二^眼ヲ^著申^者公^比自^戒律^ヲ
 護^ラス^ニハ^真言^修行^モ其^嚴下^ニ
 人^多御^座候^又陀^羅尼^真言^ハ佛^ノ
 真^言律^候ハ^今時^ノ今^ノ如^ク安^語多^ク
 護^ラス^ハ相^應ニ^カス^候然^ルハ^安語^多
 仍^不修^行二^眼ヲ^著申^者公^比自^戒律^ヲ
 候^其佛^祖ノ^教ニ^モ時^七道^理二^ノ相^應

二十丁

人事ヲ御座候世間ノ真ニ宗ノ
 人ハ面々無戒ヲ居テ修徳ノ
 トテ除候ニ旨云律カ實ハ真
 言宗ニテ無戒ノ真言宗ノ人ハ
 真言教ト存セラレ候 凡テ
 出家ハ緋サスノ食ニ織テ衣テ國
 家ノ因テ蒙リ人ノ信施ヲ受テ
 活命ハ凡テテ候ハ梵經ニハ
 破戒僧ハ國王ノ行ヲ得
 國王ハ水ヲ飲ム得テ五寸ノ大鬼
 常ニ破戒ノ僧ノ足跡ヲ拂テ大
 ト云テ罵ト説候然ハ天下ニ
 國王ハ水ヲ飲ナカウ戒ハ我が爲ニ事
 非ニ存セハ天下ニ押出タル賊ハ
 候此等ヲ以テモ戒ハ佛法ノ根本ニ
 諸宗通レ事ヲ御座察ト奉仰候
 已上

二十一

公方樣 聚指上江 靈雲寺 嚴和尙
 口上畫月 右此 谷本者中 谷原也 謹
 本而 鑲胤 寫之
 寬保二壬戌歲 四月中旬
 下總國相馬郡井野邑善門院內而書